

第 6157 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月12日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 株式を売却した人で確定申告が必要な人

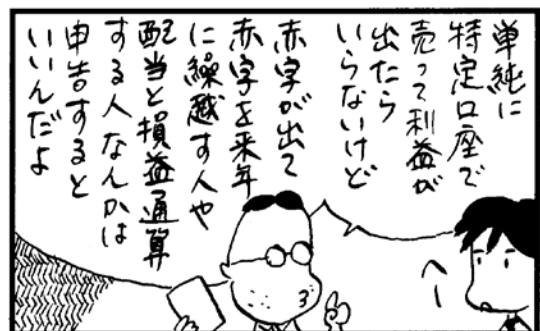
Q：株式を売却した場合に、確定申告が必要になる人は、どのような人ですか？

A：次のような人です。

【解説】

株式を売却した場合に、確定申告が必要になる人は次のような人です。

- ①平成30年中に特定口座（源泉徴収口座）以外で株式等を譲渡（売却）し、所得（利益）を得た人
- ②特定口座（源泉徴収口座）の譲渡損失を、他の上場株式等の譲渡益から差し引く人
- ③平成30年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を、上場株式等に係る配当所得等の金額から差し引く人
- ④平成27年分、平成28年分及び平成29年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から差し引く人
- ⑤平成28年分、平成29年分及び平成30年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成31年以後に繰り越す人
- ⑥その他株式等に係る譲渡所得等の各種特例の適用を受ける人



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】